

## ゴールデンウィーク期間等における防疫対策の徹底について

**口蹄疫・アフリカ豚熱・豚熱・高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫対策の徹底をお願いします。**

### ➤最近の家畜伝染病の発生状況

- ・口蹄疫：中国において先月豚で感染が確認されています。
- ・アフリカ豚熱：直近ではマレーシアにおいて初めて発生が確認され、4月初めには台湾本島に漂着した豚の死体から遺伝子が検出されました。
- ・豚熱：国内ではワクチン接種農場においても発生が続発しています。
- ・高病原性鳥インフルエンザ：4月20日に北海道の野鳥からA型鳥インフルエンザウイルス遺伝子が検出されています。

### 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛の徹底

引き続き、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航の自粛をお願いします。

### 2 衛生管理区域及び畜舎内への病原体の持込みの防止の徹底

- ・必要のない者が衛生管理区域若しくは畜舎に立ち入ること又は不要な物を持ち込むことのないよう、看板の設置等をお願いします。
- ・農場の従業員も含め、衛生管理区域、特に畜舎に立ち入る場合又は物を持ち込む場合には、専用の手袋・靴の着用、手指の消毒、当該物品の消毒等をお願いします。
- ・野生動物の侵入防止対策として、防護柵、防鳥ネットの設置等を引き続きお願いします。また、設置済の農場においても、定期的な点検及び必要に応じた修繕をお願いします。
- ・野生いのししからの豚熱の侵入を防止するとともにアフリカ豚熱に対する防疫を強化するため、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底（車両・物や畜舎周囲の消毒、長靴や衣服の交換・消毒による衛生管理区域への病原体の持込み防止の徹底、毎日の健康観察、野生動物の侵入防止等）をお願いします。

### 3 毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの「**特定症状**」を呈している家畜を発見したときは、家畜保健衛生所に速やかに届け出をお願いします。

☞各家畜伝染病の特定症状は別紙の症状を参照してください。

## ○特定症状

### 【口蹄疫】（牛・めん山羊・豚飼養者）

- ① 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癬痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
- ② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
- ③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

### 【アフリカ豚熱・豚熱】（豚・いのしし飼養者）

- ① 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑がある。
- ② 同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、次のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね1週間程度）に増加している。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
  - ア 摂氏 40℃以上の発熱、元気消失、食欲減退
  - イ 便秘、下痢
  - ウ 結膜炎（目やに）
  - エ 歩行困難、後躯麻痺、けいれん
  - オ 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）
  - カ 流死産等の異常産の発生
  - キ 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便
- ③ 同一の畜舎内において、一定期間（概ね1週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡する。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。
- ④ 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の豚等に白血球数の減少（1万個/ $\mu$ l未滿）又は好中球の核の左方移動が確認される。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚熱又はアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

## 【高病原性鳥インフルエンザ】（家きん飼養者）

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。  
ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。
- ③ 次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる場合。  
ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

ア 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。  
イ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合。

※ 対象期間…その日から遡って21日間をいう。ただし、当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。

### 県央家畜保健衛生所 休日連絡先

080-3403-0155

080-3403-0157

### 神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

メールアドレス：fm1714.kwk@pref.kanagawa.jp

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432



県央家保HP